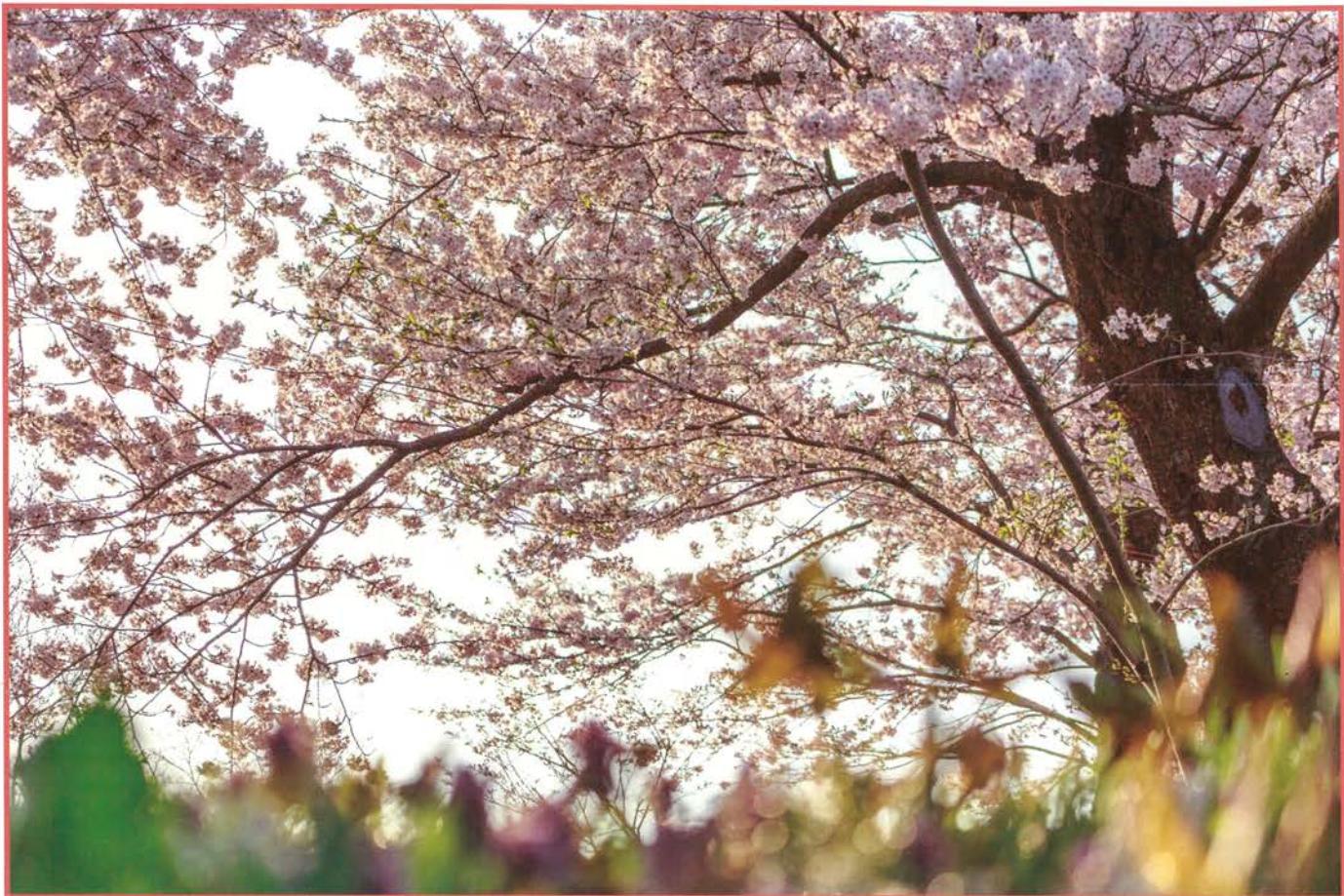


Tokyo Taiju 大樹 Law offices

NO.62



当事務所は、当初、小田急の南新宿駅に近いので、南新宿法律事務所の名前で、弁護士4名、事務局2名で創設されました。それから今日に到るまで、弁護士は新人の入所、

成長期の若い弁護士の参加などで増加し、あるいは逆に、独立、転居、死亡などで、減少することもありました。何回か移転も経験しています。これらの歩みは、事務所の歴史として織りなされ、私達は、その中に喜びや誇りを味わう一方、悲しみや苦労もくぐりました。

それでも、これらの苦労を通じて、事務所全体としては、初心を大切にして、国際的には地球規模の自然災害や環境問題、平和に密接に関連する核問題に関する課題、国内的には「改正」が心配される憲法や司法制度の変化も念頭に置きながら、目前の業務に誠実に対応して来ました。政治や社会の出来事が、見た通りの事実なのか、疑問を感じることや勉強をする課題も少なくありません。

私達の眼は多くのものを見ますが、ものごとの真実を見ることにおいて充分か否か、感性を研ぎ澄ましながら生きたいと感じる昨今です。特に情報の流れが一挙に起こることに流されてしまわないように注意して、その意味ではタフな眼と神経を持ちたいと願っています。

新しい年を、新鮮な感性をもって迎え、今年も適切な仕事を重ねたいのです。



弁護士
松浦 基之



新鮮な感性を

大学卒業までは養育費の支払義務がある!?



弁護士 岩田 整

昨年11月、私が代理人を務めた養育費請求家事審判事件で、東京高裁が、原審判を変更して、子の大卒まで養育費の支払いを命じる決定をしました。

子の大卒進学後に申し立てるに、大学卒業まで養育費の支払を延長して欲しいとの申立てに対し、原審のさいたま家裁は、義務者の同意がない場合、大学進学に伴う費用を負担させる却下していました。子の大卒進学について義務者が(子の父)の同意がないこと、が主な理由です。家庭裁判所の実務では、義務者の同意がない場合、大学進学に伴う費用を負担させるについては、著しく消極的ですので、原審の判断は、想定された範囲内のものでした。

東京高裁は、さいたま家裁の原審判を変更して、子の大卒進学までの養育費の支払いを命じる決定をしました。決定の理由をみると、東京高裁は、義務者が大卒の学歴と妥協した職業を有し、相当の収入を得ていることを、重視したように読み取れます。

大学進学が珍しくなくなっている今日、たとえ義務者の同意がなくても、義務者の学歴、職業、収入などに照りして、大学卒業までの養育費の負担を命じることが相当なケースは多いはずです。今回の東京高裁の決定は、他の多くのケースにも適用できる普遍性があると言えています。

智美さんは、今回の決定に至るまでに、何度も、家庭裁判所で悔しい思いを繰り返してきたのですが、諦めることなく、訴え続けてきました。智美さん曰く、「同意が得られないからこそ裁判所に申し立てているのに、『同意がないからダメ』では、裁判所は自らの役割を果たしていないのではないか」と。

私は、智美さんのこの言葉に、叱咤され、導かれ、

何とか代理人の務めを果たすことができたのだと思います。

2018年問題

~無期転換ルール~



弁護士 佐々木 学

2012年8月に労働契約法が改正され、雇用に関する無期転換ルールが適用されるようになりました。具体的には、同一の使用者との間で、有期契約が通算で5年を超えて繰り返して更新された場合には、労働者の申込によって、これまでの有期雇用契約が無期雇用契約に転換することになったのです。そして、この労働契約法の改正が2013年4月1日に施行された関係で、2013年4月から有期雇用契約を更新されている労働者については、2018年4月から無期転換申込権が発生することになります。

このように労働契約法が改正されて無期転換ルールが導入された趣旨は、厚生労働省のHPを見ると、パート労働・派遣労働をはじめとする、正社員以外の有期労働契約で働く人たちの多くが、いつ雇い止めされるかという不安を抱えていることから、そのような不安を解消して、働く人が安心して働き続ける社会を実現するということです。いくつかの企業では、実際に、社内の有期社員を無期雇用契約に転換することを認める対応をとるなどしているようです。

ところが、その一方で、有期社員が無期雇用契約に転換することによって、人件費等のコストが増大することをおそれたのが、有期雇用契約が通算5年を超えて更新されることがないようになれば規則を改定したり2018年4月に無期転換申込権が発生する直前に、一斉に有期社員の雇止めを行つたりする企業も増加しています(いわゆる2018年問題)。その結果、かえって、有期労働契約で働く人たちが不利益を被るような事態が引き起こされてしまっています。まさに、企業が無期転換ルールを免れるために脱法行為を行つているような事態で、労働事件に携わる弁護士としては、非常に残念なことです。

今後、このような相談事例も増加するかと予想されます。最終的には、このような雇止めが無効などと求めて裁判所に提訴するしかないと思えています。(H)

事務局 ちょっとひとこと

▼ダウニン症の世界的な書家、金澤翔子さんの書を見ると、自然と涙が出てきます。何故なんでしょうか。

力強く、生命力にあふれた書。彼女の身体のどこにこれだけのエネルギーがあるのでしょうか。

同じ書家のお母様との、心あたたまるエピソードも読みました。深い愛情と、信頼関係。感慨深いものがあります。

翔子さんその人と、翔子さんの書からエネルギーを貰い、頑張りたいと思います。(三)

▼昨年から事務局としてこちらの事務所に勤務しております。これまで弁護士名、事務員一名の小さな事務所に在籍しておりましたので、同じ弁護士事務所でも日々新しい景色を見ているような、新鮮な気持ちになることもあります。至らぬといふも多々あります。少しでもお役に立てるよう、日々精進していけたのと考えております。どうぞよろしくお願いします。(オ)

編集後記



寒い季節はあまり得意ではありませんが、年末年始の雰囲気は一年の中でも一番好きな時間です。年末は忘年会と称して普段なかなか会えない友達と賑やかに過ごし、年始は実家でのんびり過ごす。この時期ならではのこの時間が、毎年じつにフレッシュになっています。



◆アクセス:地下鉄丸ノ内線「新宿御苑前」駅 2番出口 徒歩5分